

第1編 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「津山市障害者計画・津山市障害福祉計画・津山市障害児福祉計画」は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に定める、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスの必要な見込み量などを定める「障害福祉計画」、児童福祉法に基づき障害福祉サービスの必要な見込み量などを定める「障害児福祉計画」をあわせた、本市の障害者施策を総合的に推進するための計画です。

本市では、平成30年3月に「第3期津山市障害者計画・第5期津山市障害福祉計画・第1期津山市障害児福祉計画」として、一体的に取りまとめた計画を策定し、「だれもが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせる 支え合いのまちづくり」の基本理念のもと、本市の実情や課題に対応した施策を推進しています。

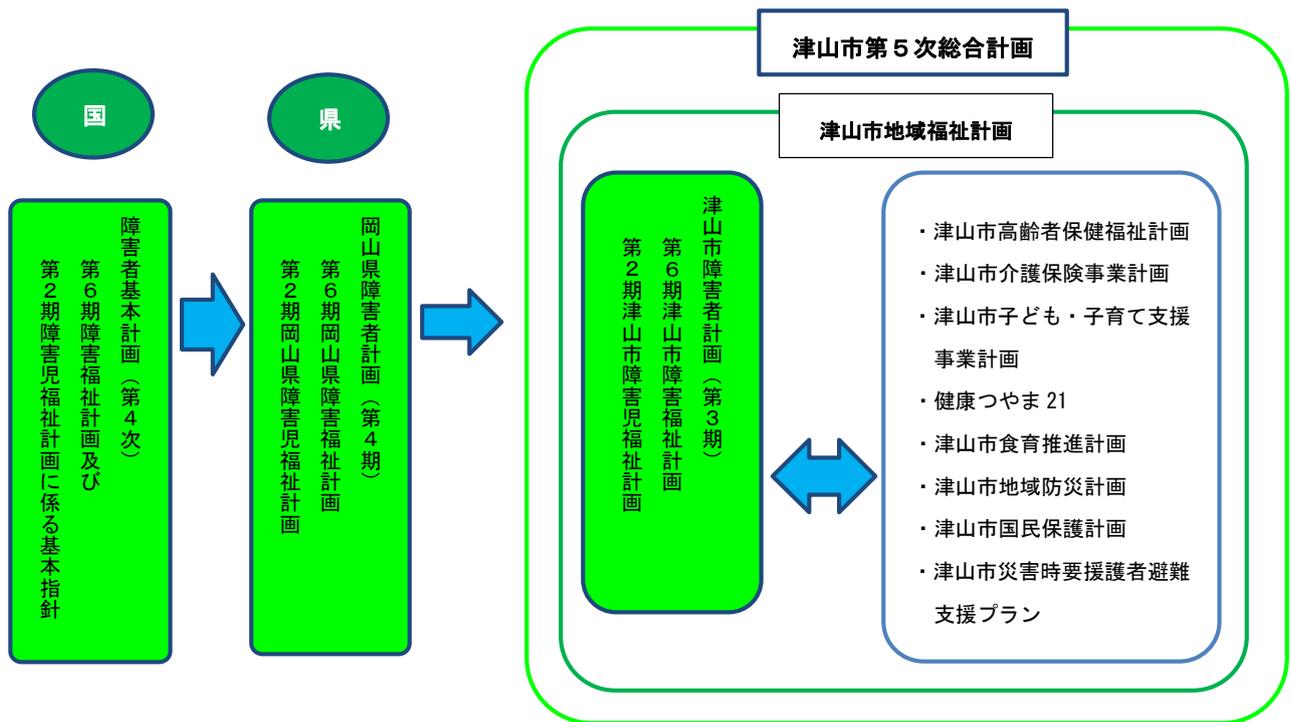
「第3期津山市障害者計画」は、平成30年度から令和5年度の6年間を計画期間とするなかで、「第5期津山市障害福祉計画」と「第1期津山市障害児福祉計画」は、計画期間を令和2年度までの3年間としています。この度、計画期間が終了することに伴い、本市における新たな課題や障害者施策全般にわたる近年の動向を踏まえながら、「第6期津山市障害福祉計画」及び「第2期津山市障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害児福祉計画」を策定するものです。

計画では、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、年度毎のサービス需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：令和2年5月19日改正）に則し、令和2年度時点で、障害福祉サービス等に関する令和5年度の成果目標を設定します。

また、本計画は、国及び岡山県が策定する「障害者基本計画」等との整合を図りながら、市民と共にめざす将来の都市像とそれを実現するための基本的計画である「津山市総合計画」、本市における福祉施策を総合的に推進するための「津山市地域福祉計画」、子ども施策を総合的に推進するための「津山市子ども・子育て支援事業計画」、その他これらに類する諸計画との整合を考慮し策定するものです。



3 計画の期間

「第6期津山市障害福祉計画」及び「第2期津山市障害児福祉計画」は、国の基本方針に基づき、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

【計画の期間】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3期津山市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)					
第5期津山市障害福祉計画 (平成30年度～令和2年度)			第6期津山市障害福祉計画 (令和3年度～令和5年度)		
第1期津山市障害児福祉計画 (平成30年度～令和2年度)			第2期津山市障害児福祉計画 (令和3年度～令和5年度)		

4 計画策定にあたって

本計画の策定にあたっては、津山市障害者施策推進審議会、津山地域自立支援協議会において意見を伺うとともに、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントの募集を行いました。

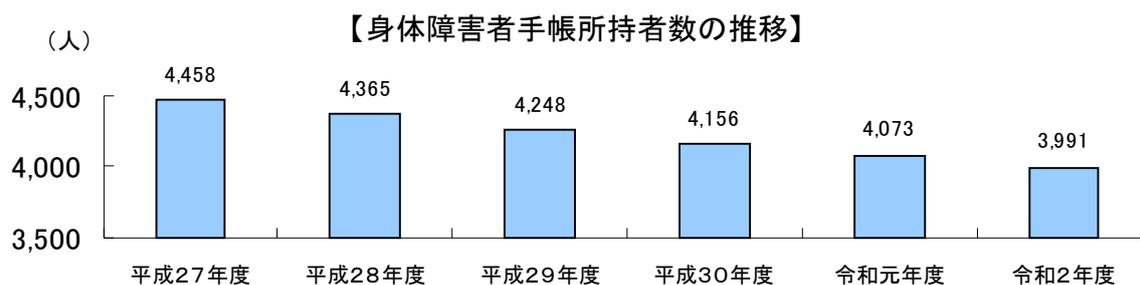
第2章 障害のある人の現状

1 障害のある人の状況

(1) 身体障害について

①身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数の推移をみると、平成27年度から年々減少傾向となっており、令和2年度には3,991人となっています。



(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳所持者数	4,458	4,365	4,248	4,156	4,073	3,991

(各年度4月1日現在)

②年齢層別身体障害者手帳所持者数の状況

年齢層別身体障害者手帳所持者数は、18歳未満の児童における人口割合は0.4%、65歳以上の高齢者における人口割合は9.7%となっています。年齢層が高くなるに従って手帳所持者が多くなっています。

【年齢層別身体障害者手帳所持者数】

区分	手帳所持者数 (人)	人口 (人)	年齢層別割合 (%)
18歳未満	59	15,904	0.4
18歳以上～65歳未満	983	53,569	1.9
65歳以上	2,949	30,632	9.7
合計	3,991	100,105	4.0

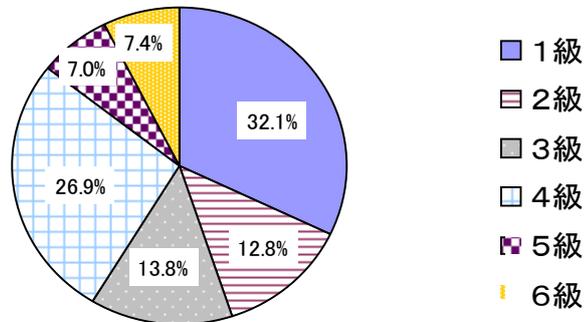
※総人口に対する身体障害者手帳所持者の割合

(令和2年4月1日現在)

③等級別身体障害者手帳所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数でみると、「1級」の割合が32.1%と全体の3割を占めています。また、「1級」と「2級」の重度の障害のある人の割合が44.9%となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数】



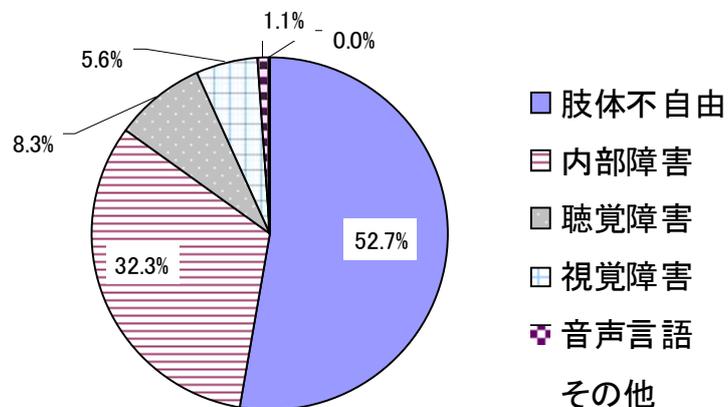
区分	手帳所持者数 (人)	構成比 (%)
1級	1,279	32.1
2級	513	12.8
3級	551	13.8
4級	1,072	26.9
5級	279	7.0
6級	297	7.4
合計	3,991	100.0

(令和2年4月1日現在)

④障害の種類別身体障害者手帳所持者数

障害の種類別身体障害者手帳所持者数でみると、「肢体不自由」が52.7%と全体の約半数となっています。ついで、「内部障害」も32.3%と高くなっています。

【障害の種類別身体障害者手帳所持者数】



※「内部障害」とは、心臓、腎臓、膀胱、直腸等の内臓に関わる機能障害のことです。

区分	手帳所持者数（人）	構成比（％）
肢体不自由	2,104	52.7
内部障害	1,290	32.3
聴覚障害	331	8.3
視覚障害	222	5.6
音声言語	44	1.1
その他	0	0.0
合計	3,991	100.0

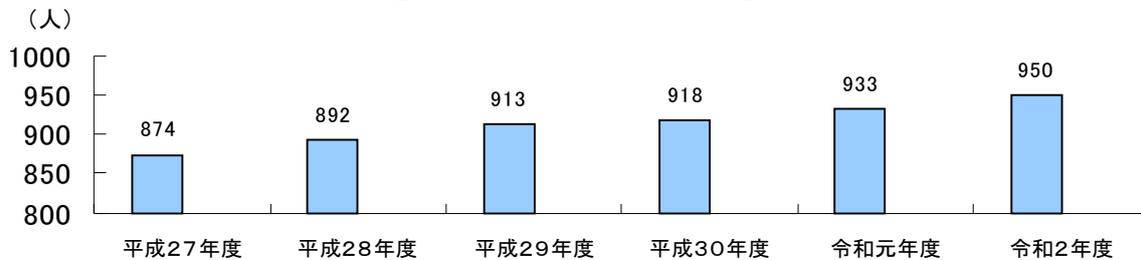
（令和2年4月1日現在）

（2）知的障害について

①療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移で見ると、平成27年度から年々増加傾向となっており、令和2年度には950人となっています。

【療育手帳所持者数の推移】



（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療育手帳所持者数	874	892	913	918	933	950

（各年度4月1日現在）

②年齢層別療育手帳所持者数

年齢層別療育手帳所持者数は、若年層ほど人口割合が高い傾向にあります。18歳未満の児童における人口割合は1.3%、65歳以上の高齢者における人口割合は0.4%となっています。

【年齢層別療育手帳所持者数】

区分	手帳所持者数（人）	人口（人）	年齢層別割合（％）
18歳未満	194	15,904	1.3
18歳以上～65歳未満	653	53,569	1.3
65歳以上	103	30,632	0.4
合計	950	100,105	1.0

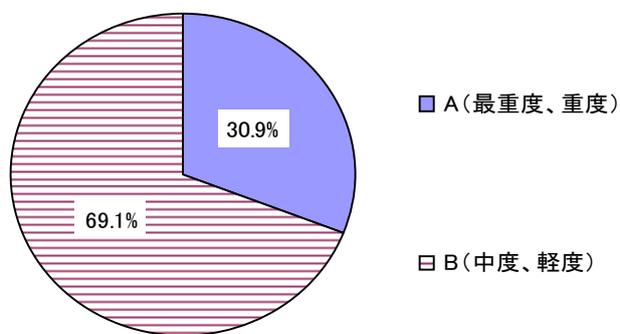
※総人口に対する療養手帳所持者の割合

（令和2年4月1日現在）

③障害の程度

障害の程度をみると、「B（中度、軽度）」が69.1%となっており、「A（最重度、重度）」が30.9%となっています。

【障害の程度別療育手帳所持者数】



区分	手帳所持者数 (人)	構成比 (%)
A (最重度、重度)	294	30.9
B (中度、軽度)	656	69.1
合計	950	100.0

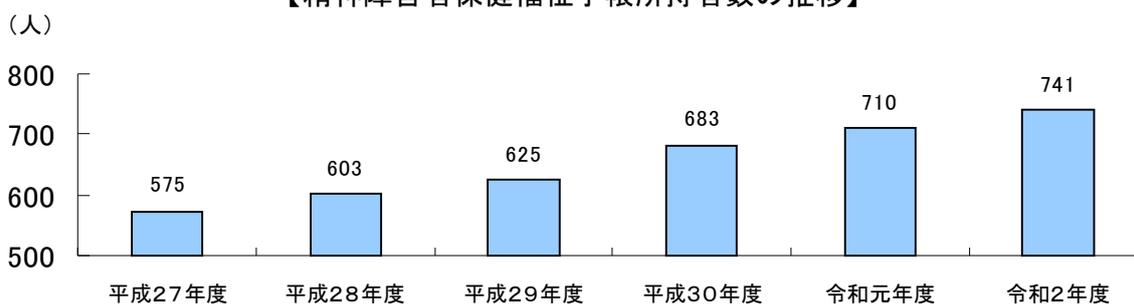
(令和2年4月1日現在)

(3) 精神障害について

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移でみると、平成27年度から年々増加傾向となっており、令和2年度には741人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	575	603	625	683	710	741

(各年度4月1日現在)

②年齢層別精神障害者保健福祉手帳所持者数

年齢層別精神障害者保健福祉手帳所持者数で見ると、40～59歳で高くなっており、中高年の手帳所持者が多くなっています。

【年齢層別精神障害者保健福祉手帳所持者数】

区分	手帳所持者数（人）	人口（人）	年齢層別割合（％）
18歳未満	13	15,904	0.1
18歳以上～65歳未満	588	53,569	1.1
65歳以上	140	30,632	0.5
合計	741	100,105	0.8

※総人口に対する療養手帳所持者の割合
(令和2年4月1日現在)

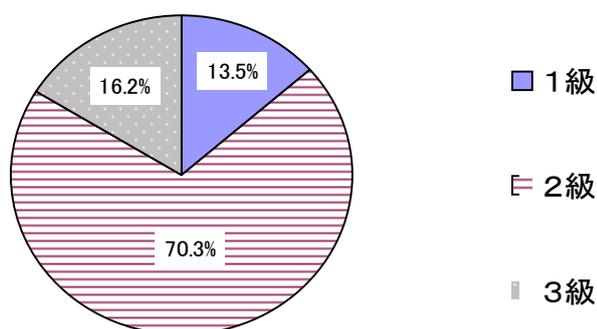
区分	手帳所持者数（人）
0～19歳	15
20～39歳	188
40～59歳	327
60歳以上	211
合計	741

(令和2年4月1日現在)

③障害の程度

障害の程度をみると、「2級」が70.3%と最も高くなっています。

【障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数】

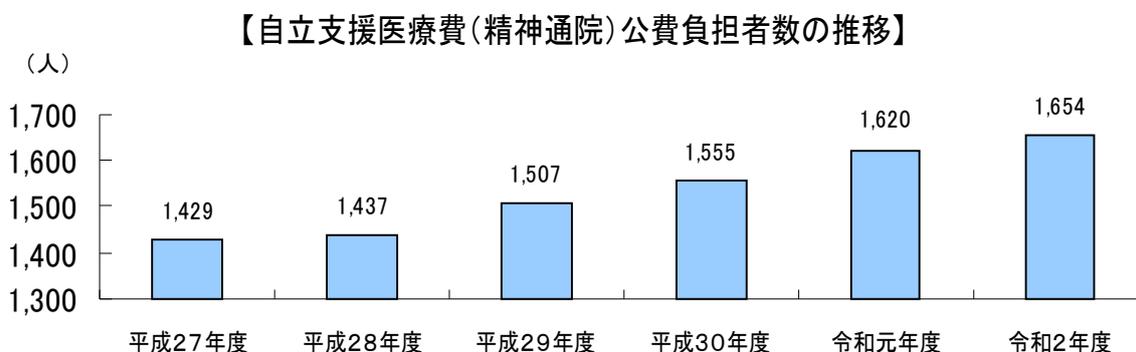


区分	手帳所持者数（人）	構成比（％）
1級	100	13.5
2級	521	70.3
3級	120	16.2
合計	741	100.0

(令和2年4月1日現在)

④自立支援医療費（精神通院）公費負担者数の推移

自立支援医療による精神通院者数は、平成27年度から増加傾向にあり、令和2年度で1,654人となっています。



（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立支援医療精神通院者数	1,429	1,437	1,507	1,555	1,620	1,654

（各年度4月1日現在）

（４）難病について

難病患者の推移をみると年々増加傾向となっており、令和2年度には1,093人となっています。

【難病患者数の推移】

（単位：人）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定難病及び特定疾患患者数	797	847	881	981	993	1,018
小児慢性特定疾患患者数	65	73	75	83	82	75
合計	862	920	956	1,064	1,075	1,093

（資料：美作保健所 各年度4月1日現在）

※平成30年度以降は、美作保健所管内の難病患者数の推移となっています。

(5) 障害のある子どもについて

①幼稚園・保育園（所）・認定こども園での障害のある子どもの受入れ状況

本市における幼稚園・保育園（所）・認定こども園での障害のある子どもの受け入れは、20箇所が実施しており、現在、障害のある子ども56人が通い、集団保育を受けています。

【幼稚園・保育園（所）・認定こども園での療育の状況】

幼稚園・保育園（所）・ 認定こども園数（箇所）	障害のある子どもが通っている 幼稚園・保育園（所）・ 認定こども園数（箇所）	障害のある子ども数（人） （保育士加配対象児数）
公立 6（委託2箇所を含む）	5	21
私立 27	15	35

（令和2年4月1日現在）

②幼児・児童に対する発達の確認及び支援の状況

乳幼児健康診査・育児相談等を通して、経過を見ている幼児と、親が相談をしたいという幼児を対象に、ことばの相談等を行っています。親が幼児の特徴を把握するとともに育児の力をつけるための支援をしています。

【ことばの教室利用状況】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ことばの 相談	開催回数（回）	24	24	24	24	24	22
	相談者数（人）	83	72	74	69	70	49
経過観察児教室 ドレミ・ドレミ＃	開催回数（回）	24	24	24	24	23	22
	相談者数（人）	77	84	74	80	75	55
経過観察児教室 ステップ	開催回数（回）	24	22	24	24	24	22
	相談者数（人）	63	64	68	66	63	54
発達相談	開催回数（回）	22	15	12	22	20	33
	相談者数（人）	41	26	20	23	21	33

（各年度末現在）

【通級指導教室利用状況】

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼児	通級 （人）	26	13	13	58	58	52
小学生		70	56	69	77	94	69

（資料：津山市立西小学校・北小学校 各年度末現在）

③就学の状況

就学児童生徒の特別支援学級へ在籍する状況は、小学校と中学校すべての学年で「自閉症・情緒障害」と「知的障害」が多くを占めています。

【障害別児童生徒・特別支援学級（通級指導教室）の状況】

区分	小学校							学級数 (学級)	中学校				学級数 (学級)
	児童数（人）								生徒数（人）				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		1年	2年	3年	合計	
知的障害	9	23	25	28	20	17	122	26	15	10	21	46	11
自閉症・情緒障害	22	27	28	36	33	28	174	36	31	15	20	66	13
聴覚障害	0	0	1	1	0	2	4	1	0	1	1	2	1
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱 (津山中央病院内学級)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通級指導教室 (言語)	6	4	6	1	6	0	23	2	0	0	0	0	0
通級指導教室 (情緒)	16	11	7	5	5	4	48	2	1	8	3	12	1
合計	53	65	67	71	64	51	371	67	47	34	45	126	26

(令和2年5月1日現在)

【特別支援学校への通学状況】

(単位：人)

種類	通学児童・生徒数
小学部	33
中学部	22
高等部	70

(令和2年5月1日現在)